

第28回 安来市農業委員会議事録

平成28年10月21日 午後2時00分 第28回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1番 小林 智弘君	2番 安松 智君	3番 青藤 治道君	4番 大櫃 和則君
5番 板垣 裕志君	6番 藤原 明紀君	7番 秋間千枝子君	8番 増田 和夫君
9番 北川 正幸君	10番 伊藤 聡彦君	11番 山本 朝來君	12番 長谷川雅博君
13番 新田 里恵君	14番 根來 茂樹君	15番 永田 正満君	16番 塩見 秀雄君
17番 富田由美子君	18番 谷川 忠美君	19番 妹尾 茂君	20番 田邊チカ子君
22番 板金 悟君	23番 渡邊 克実君	24番 小川 聡君	25番 岩田 繁樹君
26番 佐々木吉茂君	27番 山崎 雅三君	28番 加藤 昭彦君	29番 宮本 重徳君
30番 福田 渉君	31番 岡田 一夫君	32番 吉村 正君	33番 小藤 昇君
34番 渡邊 憲治君	35番 齋藤 哲君	36番 田中 通夫君	37番 渡辺 和則君

2. 欠席委員

なし

3. 出席事務局

竹内 章二君 細田 正樹君 兒玉 尚子君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 10月21日 1日
日程第 3	議第108号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4	議第109号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 5	報第123号 農地法第5条の規定による届出について
日程第 6	議第110号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 7	議第111号 公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付けあっせん申出書の提出について
日程第 8	報第124号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 9	報第125号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について
日程第10	報第126号 公共事業の施行に伴う廃土処理の届出について

5. 議事

事務局：竹内 章二君

定刻になりましたので、只今から第28回安来市農業委員会を始めさせていただきますと思います。

それでは、本日お手元に配布しております資料は日程、申請総括表・全員協議会資料であります。ご確認をお願いします。

初めに、田中会長のあいさつをお願いいたします。

議長：田中 通夫君

【挨拶】

議長：田中 通夫君

本日の会議について事務局から報告願います。

事務局：竹内 章二君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律 第21条第3項に基づき定足数に達しましたので、第28回安来市農業委員会の会議を開催します。

議長：田中 通夫君

欠席委員はありますか。

事務局：竹内 章二君

ありません。

議長：田中 通夫君

日程第1 議事録署名委員の指名 を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により19番 妹尾委員、20番 田邊委員を指名いたします。

議長：田中 通夫君

日程第2 会期の決定を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議長：田中 通夫君

ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議長：田中 通夫君

日程第3 議第108号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

2ページをご覧ください。議第108号 農地法第3条の規定による許可申請について 上記のことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めます。続いて3ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は3件で、全て 所有権移転 に関する案件です。現地調査の確認につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番は、経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの各要件については、満たしております。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離は200m以内、必要な農機具はトラクター、田植機をそれぞれ1台所有しています。また、労働力は本人と妻、弟の計3人です。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、各筆とも10aあたり354,800円です。

2番は、経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの各要件については、満たしております。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離は200m以内、必要な農機具はトラクター、田植機をそれぞれ1台所有しています。また、労働力は本人と妻、弟の計3人です。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10aあたり607,320円です。

3番は、新規参入のための所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離は約20km、必要な農機具は、トラクター、噴霧器を各1台リースします。また、

農地所有適格法人の要件ですが、法人形態は合同会社、事業要件は今後3カ年の計画で売上高の過半が農業です。常時従事者の決議権は、総議決権の1/2以上です。役員要件は役員の農作業従事日数は300日で年間60日以上は満たされています。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、各筆とも10aあたり40万円です。

議長：田中 通夫君

事務局の説明が終わりました。地元委員から現地の確認並びに説明をお願いしたいと思います。1番と2番の案件について19番 妹尾委員、3番の案件について2番 安松委員をお願いします。

19番 妹尾 茂君

19番 妹尾です。1番と2番案件について説明をします。場所ですが、出雲東部地区広域農道通称白鳥ロードと主要地方道安来木次線との交差点から安来方面北へ向って約500m行ったところが申請場所です。申請場所は自宅からも近く、今後も、意欲的に農業に取り組むとのことですので、周辺農地への影響はないと考えます。各委員の皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

2番 安松 智君

2番 安松です。3番案件について説明をします。申請場所は、安来駅から国道9号線を米子方面に約4.5km行き、清水入口交差点から左折し、約1km行った中海干拓安来地区内の農地です。干拓地のため池手前を右折し、公益財団法人しまね農業振興公社所有の農地を1筆挟んで、2筆目から5筆目が申請場所です。譲受人は中海干拓地への新規企業参入であり、先般、担い手対策委員会及び中海干拓対策委員会の合同委員会で審議しています。審議内容については根来中海干拓対策委員会委員長から報告していただきます。以上です。

議長：田中 通夫君

それぞれ、地元委員からの説明が終わりました。

なお、3番案件については、中海干拓地への新規企業参入でありますので根来中海干拓対策委員会委員長より協議報告をお願いします。

14番 根来 茂樹君

14番 根来です。3番案件について中海干拓地への新規企業参入でありますので、10月12日午前9時30分より開催しました中海干拓対策委員会と担い手対策委員会の合同委員会の協議結果を報告します。両委員会17名、竹内局長、細田主査出席のもと、地元委員の安松委員と譲受人の説明を受けた後、協議しました。この企業は3年前から松江でLEDによる水耕栽培等行っています。代表社員は安来市出身で、以前から地元で農業を行い、地域に貢献したいという考えを持っており、農地を探していたところ本申請場所が見つかり、話がまとまりました。事業計画としては、地元高齢者を雇用し、初年度及び2年目は土壌の安定化のため、そばを栽培し土作りを行い、その後、さつまいも、玉ねぎを植え付け、販売は3年目から行い、売り上げ1千万円を目指します。農地所有適格法人としての各条件も満たしています。審議の中で、系列会社の廃棄物処理による農地への悪影響等への懸念、事業運転資金、販売先の確実性、栽培の安定化等について質問ありましたが、廃棄物処理についてはそのようなことは一切ないという回答をされ、その他の懸案事項については、長期的に取組む所存であるということを確認しました。委員会としては、農地所有適格法人として適格企業であると判断しました。各委員の皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

議長：田中 通夫君

中海干拓対策委員会の根来委員長から報告が終わりました。

それでは只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めま

す。

議 長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君

次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君

日程第4 議第109号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

4ページをご覧ください。議第109号 農地法第5条の規定による許可申請について 上記のことについて、別紙のとおり農地法施行規則第48条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。5ページに案件の内容、6ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断します。転用目的は車庫で、権利の設定は所有権移転です。申請人は現在1台の車を所有し、自宅に駐車していますが、この度、娘夫婦と同居することとなり、それに伴い車も2台増えることになりました。しかし、自宅にはそれだけの余地は無く周辺の土地を探していましたが、農地以外には見つかりませんでした。そこで農地の所有者の同意が得られ、周辺農地の営農に与える影響のない本申請地に、車庫を建設するものです。よって、この当該申請地以外では、その目的が達成出来ませんので、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、208,000円です。

議 長：田中 通夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。

1番の案件について9番 北川委員をお願いします。

9番 北川 正幸君

9番 北川です。申請場所の説明をさせていただきます。国道432号線布部ダムから約3km比田方面に向くと、西谷に入る道があります。そこから、奥田原方面に約2km行ったところの右側が申請場所です。

議長：田中 通夫君

次に現地調査1班の調査報告を28番 加藤委員お願いします。

28番 加藤 昭彦君

28番 加藤です。調査班の現地調査の報告をします。今月の調査班は1班で、昨日午後1時30分より妹尾班長、田中会長、渡辺会長代理、塩見委員、山本委員、私と事務局の細田主査の7名で行いました。事務局より5条案件の内容について説明を受けた後、現地へ向い、地元委員の小藤委員、板垣委員、伊藤委員の立会いのもと北川委員から説明を受けました。申請人は夫婦二人暮らしで、車を1台所有しています。この度、娘夫婦が同居することになりましたが自宅に余分に駐車する場所がないため、近くで駐車場のための土地を探していたところ、申請場所が見つかり、話がまとまりました。この場所に車2台が入る約36㎡の木造車庫を建設する計画です。土地が変形の為、この面積が必要最低限の面積です。車庫の土間は20cmの高さで、栗石、土間コンクリートで整地し周囲は現状のままの自然傾斜による隣接境界用水路への排水とし、L字コンクリート及び土盛り造成は行わないこととしています。取水排水の同意書、土地改良区の意見書等関係書類が添付されています。調査班としましては、許可が妥当と判断しました。委員の皆様のご審議の程よろしくをお願いします。

議長：田中 通夫君

地元委員から補足説明がありましたら、説明をお願いします。

議長：田中 通夫君

ないようですので、只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

日程第5 報第123号 農地法第5条の規定による届出について を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：細田 正樹君

7ページをご覧ください。報第123号 農地法第5条の規定による届出について 上記のことについて、別紙のとおり農地法施行規則第50条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。続いて8ページに届出の案件内容、9ページに届出位置図を掲載しておりますので、併せてご覧ください。今月の農地法第5条の届出は1件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告させていただきます。1番は、転用目的は宅地分譲で、権利の設定は所有権移転です。この農地の対価は、公開されていません。以上です。

議長：田中 通夫君

説明が終わりました。1番の案件について、地元委員から申請場所の説明を求めます。14番 根来委員をお願いします。

14番 根来 茂樹君

14番 根来です。1番案件の場所について説明します。9ページの位置図をご覧ください。安来市消防署の東隣が届出場所です。以上です。

議長：田中 通夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：田中 通夫君

日程第6 議第110号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

10ページをご覧ください。議第110号 農用地利用集積計画の決定について 上記のことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求めるものです。11ページをご覧ください。計画要請につきましては、下段の表の 利用集積計画件数、面積の欄をご覧ください。今月は、使用貸借が14件で、15,754㎡ となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。

農林振興課：仙田 美浩君

農林振興課の仙田です。今月の利用集積計画案の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。また、農地中間管理機構の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業により農地の中間管理権を設定するものです。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長：田中 通夫君

質疑に入ります。質問のある方はご発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件は提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

日程第7 議第111号 公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付あっせん申請書の提出について を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：細田 正樹君

15ページをご覧下さい。議第111号 公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付あっせん申出書の提出について 上記のことについて、別紙のとおり申出書の提出があったので審議を求めるものです。16ページから20ページに申出書の内容等を掲載しておりますのでご覧下さい。今月の農地借入あっせん申出は1件です。詳細については、農林振興課の方から説明します。以上です。

農林振興課：仙田 美浩君

公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付事業要領第5条により貸付あっせん申出書が提出がされましたので、市を経由して農業委員会へ提出いたしました。あっせんの適格者の可否のご審議をよろしくお願いいたします。

議長：田中 通夫君

それでは、この案件につきましては、中海干拓対策委員会で会議を開催されております。会議の報告を根来委員長よろしくお願いいたします。

14番 根来 茂樹君

14番 根来です。今回の中海干拓安来地区農地あっせん借受人適格者審査におきまして協議いたしましたことを報告いたします。中海干拓地への新規企業参入でありますので、中海干拓対策委員会と担い手対策委員会の合同委員会を10月12日午前9時30分より開催しました。申出者は3条申請の3番案件と同じであります。申請場所は3条申請場所の隣接地です。営農計画と申出者である借受人の状況については、先程の3条申請の審議の際に説明しましたので省略いたします。営農意欲、資金調達、系列会社の廃棄物処理による農地への悪影響等への懸念についても今後適正に実行されるということを確認しました。前向きな生産意欲姿勢が見られ、委員会としましても重要審査項目の長期安定経営事業意欲の点を鑑み、当委員会全員一致で当農地あっせん借受人としての適格企業であると判断いたしましたことを報告いたします。委員の皆様方のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：田中 通夫君

委員長報告がありました。質疑がありましたらご発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

それでは質疑がないようですので採決いたします。提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

日程第8 報第124号 農地法第3条の3第1項の規程による届出について を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：細田 正樹君

21ページをご覧ください。報第124号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 上記のことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。22ページに届出内容を載せていますのでご覧下さい。今月の届出については2件です。以上です。

議長：田中 通夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：田中 通夫君

日程第9 報第125号 公共事業に伴う農地一時転用届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

23ページをご覧ください。報第125号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について 上記のことについて、別紙のとおり届出書の提出がありましたので報告するものです。24ページをご覧ください。今月の公共事業に伴う農地一時転用の届出については1件です。転用理由につきましては、内代町支線汚水 管渠（その1）工事の仮設駐車場として使用するものです。期間は、既に始まっていますが、平成28年9月20日から、平成29年3月4日までとなっています。終了後は農地に復元されます。以上です。

議長：田中 通夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：田中 通夫君

日程第10 報第126号 公共事業の施行に伴う廃土処理の届出について を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：細田 正樹君

25ページをご覧ください。報第126号 公共事業に伴う廃土処理の届出について 上記のことについて、別紙のとおり廃土処理の届出書の提出がありましたので報告するものです。

今月の公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出は2件で、いずれも安来市（上下水道部）より届出のあったものです。

1件目の事業名は、上十年畑地区配水管敷設（その4）工事 で 工期は既に始まっていますが、平成28年9月5日から平成29年3月31日までです。終了後は599番1は田、599番2は畑として利用されます。

2件目の事業名は、上山佐待合・上口地内排水管改良工事 で 工期は既に始まっていますが、平成28年10月3日から平成29年1月27日までです。終了後は畑として利用されます。以上です。

議長：田中 通夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：田中 通夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第28回安来市農業委員会会議を閉会とします。

(午後2時50分)